

別表1 公共事業等景観形成基準

一 目 的

公共事業の実施又は公共施設の建設等（以下「公共事業等」という。）は、安全で調和のとれた県土の基盤づくり、個性的で均衡のある地域づくり、また、生きがいと豊かさが実感できる郷土づくり等を目指し、県民福祉の向上を推進する観点から、広く多数の住民の利便に供する施設の整備等を行うものである。

公共事業等によって整備される施設の様態は多種多様であり、また、大規模なものが多くの、周辺景観に与える影響は極めて大きい。

大規模な公共事業等においては、自然環境等の大幅な改変を伴う場合があり、本来これを修復する措置を併せ講ずるべきものであるが、従来、ともすれば基盤整備推進による機能性、安全性、経済性優先の強い要請等から、自然の保護あるいは景観の形成、保全といった点について必ずしも十分な配慮が行われてきたとは言いがたい面もあった。

今後、公共事業等を行うに当たっては、より快適な環境づくりを進める観点に立ち、県、市町村等が率先して県土の優れた景観を守り、育て、つくり上げていくため、公共事業等景観形成基準を定め、県土の均衡ある景観の形成、保全を推進していくものとする。

二 基本的事項

公共事業等を行うに当たって、県土の優れた景観の形成、保全を図るための基本的な事項は、次のとおりとする。

- 1 事業計画の策定に当たっては、あらかじめ地域の景観特性に配慮するとともに、当該地域における関係事業や関係公共団体等との十分な連絡調整を行うなど、整合性のとれた景観の形成、保全を図るよう留意する。
- 2 自然の地形や植生、生態系等への影響を最小限にとどめるよう、位置、ルート及び規模の設定を行うとともに、自然の景観特性に配慮した施設の形態、意匠、色彩等とし、さらに、適切な修景措置を講じるなど、優れた自然景観の形成、保全に努める。
- 3 歴史的町並み等の伝統的、個性的な優れた景観を損なわないよう、位置、ルート及び規模の設定を行うとともに、地域の景観特性に配慮した施設の形態、意匠、色彩等とし、優れた人文景観の形成、保全に努める。
- 4 地域の特性を生かした優れた景観の形成を進める観点から、施設の形態、意匠、素材等について、地域の特性に配慮した景観向上のための工夫を行うことにより、新たな地域景観の創造に努める。

三 共通基準

公共事業等を行うに当たって、県土の優れた景観の形成、保全を図るための共通の基準は、次のとおりとする。

1 法面

法面は、自然地形や自然景観の連続性を絶ち、不自然な形状の面を現すなど、良好な自然景観にとっては阻害要因となりやすいので、現地形になじむこう配とするなど、周辺景観との調和に配慮した形態とともに、安全上支障のない範囲内で、周辺植生と調和した植栽等による法面処理に努めること。

地質の状況等によりやむを得ずモルタル吹き付け等による法面処理を行う場合には、できるだけ修景緑化に努めること。

2 擁壁

擁壁は、単調な面として立ち現れ、周辺景観を分断し、良好な自然景観等に大きな影響を及ぼすおそれがあるので、安全上支障のない範囲内で、規模、構造、形態等について、その影響を緩和するよう配慮すること。

やむを得ず大規模な擁壁を設置する場合には、周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とともに、できるだけ修景緑化に努めること。

3 護岸

護岸は、水域と陸域の連続性を分断し、自然のままの河川や海等が本来持っている美しさを損なうおそれがあるので、周辺の自然や町並み等との調和や親水性の確保に配慮した構造及び形態とするよう努めること。

できるだけ自然と調和した素材を活用するとともに、修景緑化に努めること。

4 舗装

舗装は、優れた自然景観や歴史的な町並み景観等を有する地域の中にあっては、単調な人工物として周辺景観の連続性を損なう場合があるので、地域の状況や用途に応じ、周辺景観との調和に配慮した意匠、色彩等とともに、地域の特性を生かした素材等の活用に努めること。

5 標識・公共広告物

標識・公共広告物は、設置位置、規模、色彩等によっては視覚を混乱させるなど、良好な景観の形成を阻害するおそれがあるので、できるだけ整理統合に努め、設置数や設置位置の適正化を図るとともに、形態、意匠、色彩等については、設置沿線や地域全体としての統一にも配慮し、周辺景観と調和するよう工夫すること。

6 照明施設

照明施設は、良好な景観の形成を図るために活用することができるので、配置、形

態、意匠、色彩等について、周辺景観との調和に配慮するとともに、地域の特性を踏まえたものとするなど、できるだけ楽しさや快適さを与える工夫に努めること。

また、夜間の景観を考慮し、光の色や強さ等についても工夫すること。

7 緑の保全と緑化

緑は、良好な自然景観を構成する重要な要素であるので、できるだけ計画の策定の段階で自然の緑を保全するよう配慮すること。特に良好な景観を形成している樹木、樹林等は、できるだけ修景に生かすこととし、やむを得ない場合には、その周辺に移植するよう努めること。

また、緑は、人工的な構造物の突出感や違和感を軽減するとともに空間にうるおいと安らぎを与えるなど、良好な景観を形成する重要な要素であるので、事業の実施により生じた切土、盛土部分や空地等については、できるだけ緑化に努めること。

なお、植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木と調和のとれた樹種を選定するなど、周辺景観との調和に配慮するとともに、樹木の配置や樹種の構成を工夫すること。

8 維持管理

維持管理に当たっては、形態、色彩、素材等の不統一を避け、全体としての調和に留意すること。また、より良好な景観の形成を図るよう配慮した修繕、補修等の方法等も工夫すること。

四 事業別（施設別）基準

公共事業等を行うに当たって、県土の優れた景観の形成、保全を図るための事業別（施設別）の基準は、次のとおりとする。

1 道 路

道路は、人々の往来や物の流通等一般交通のための最も基本的な施設として、県内のいたるところに通じており、その沿線には山並み、田園、町並み、海浜等あらゆる景観が広がっている。

したがって、道路は、景観を眺める場としても重要な役割を担うものであるとともに、長大な法面や高架橋等の設置により、また、優れた景観を有する地域における路線の選定によっては、自然景観や歴史的町並み等の伝統的、個性的な人文景観に大きな影響を与えるものとなっている。

このため、その整備に当たっては、周辺景観との調和に配慮して進める必要がある。

イ 路線の選定

(1) 路線の選定に当たって、計画区域内に特に優れた景観資源がある場合には、その保全に配慮すること。

(2) 道路は、往来者が景観を眺める場であるという観点に立って、通過地点の景観が楽しめるような路線の選定に配慮すること。

(3) 周辺景観に大きな影響を与えるような構造物等が極力生じない路線の選定に努めることとし、地形上の制約等によりやむを得ない場合には、構造物等と周辺景観との調和に配慮すること。

口 高架構造部

- (1) 周辺景観との調和に配慮した形態、意匠、色彩等とするよう努めること。
- (2) 高架橋や取付け部の擁壁等については、できるだけ植栽等により修景するよう配慮すること。

ハ 法面（切土、盛土）

- (1) できるだけ周辺の地形になじむ形態とし、周辺植生との調和に配慮した緑化に努めること。
- (2) 周辺景観との調和に配慮し、必要に応じて自然石等を活用するなど、法肩や法尻の処理を工夫すること。

ニ トンネル

- (1) 坑口部は、周辺の地形になじむ構造及び形態とし、周辺植生との調和に配慮した緑化に努めること。
- (2) 坑門に面壁を有する構造となる場合には、周辺景観になじむよう、意匠、素材等を工夫するとともに、修景緑化に努めること。

ホ 街路樹等

- (1) 植栽に当たっては、地域になじみ、季節感がある樹種を選定するよう努めるとともに、樹木の配置や樹高等を工夫し、周辺景観との調和に配慮すること。
- (2) 中央分離帯や交差点等に設置される交通島については、交通安全上支障のない範囲内で緑化に努めること。
- (3) 沿道の余裕地は、できるだけポケットパーク等として緑化し、うるおいのある空間を創出するよう努めること。

ヘ 道路付属物

- (1) 防護柵
周辺景観との調和に配慮し、設置場所に適した意匠、色彩、素材等とするよう努めるとともに、必要に応じ修景緑化すること。
- (2) 照明施設
統一性をもたせるとともに、周辺景観との調和に配慮した形態、色彩、素材等とすること。

ト 道路占用物等

- (1) ストリートファニチャー
ベンチ、花壇、案内板等ストリートファニチャーについては、快適性を高め、設置場所にふさわしいものとするよう、位置、形態、色彩、素材等について工夫すること。
- (2) 交通標識等
信号機柱、標識等については、交通安全上支障のない範囲内で、整理統合を図るなど、周辺景観への影響を緩和するよう配慮すること。

2 橋 梁

橋は、それ自体が優れた景観となりうるものであるので、その整備に当たっては、地域景観のシンボルづくり、また、河川等と一体となったうるおいのある景観を創造するという観点に立って進める必要がある。

イ 橋梁本体については、地域の風土や歴史的背景等に配慮した形態、色彩、素材等とすること。

また、近傍又は遠望できる位置に他の橋梁がある場合には、それとの調和に配慮すること。

ロ 高欄、照明施設等については、橋梁本体との調和に配慮するとともに、快適性を高めるよう、配置、意匠、色彩、素材等を工夫すること。

3 公共建築物等

公共事業等により整備される行政サービス施設、集会施設、学校施設、供給処理施設などの建築物等（以下「公共建築物等」という。）は、地域住民の生活と大きな関わりを持っている。したがって、それらはうるおいとやすらぎに満ちた開放的な施設でなければならない。

また、公共建築物等は、地域の景観特性に配慮した地域のシンボル的施設となる必要がある。

さらには、良好な地域景観の創造に向けて、地域の建築物の先導的役割りを果たす必要がある。

なお、建築物のみが地域環境あるいは地域景観を形づくるものではなく、建築物とその周辺環境とは密接に関わり合っていることから、その整備に当たっては、公共建築物等の概念を敷地内のみに限定せず、広く公共空間と連動させ、より良好な地域景観を創造するという観点に立って進める必要がある。

イ 位置

(1) 自然的、歴史的特性等の優れた景観資源に隣接する場合には、その保全に配慮した位置とすること。

(2) 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い位置とすること。

(3) 道路境界線及び隣地境界線から極力後退した位置とし、ゆとりのある空間構成を図ること。

(4) 敷地内の建築物及び工作物の規模を勘案するとともに、周辺景観との調和に配慮した釣り合いのよい配置とすること。

(5) 敷地内の樹木を修景に生かすよう配慮した位置とすること。

ロ 形態

(1) 周辺の建築物や景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまった形態とすること。

(2) 建築物の印象を大きく決定づける屋根の形態は、特に周辺景観との調和に配慮したものとすること。

- (3) 自然的、歴史的特性を様々な形で継承、発展させた形態とし、個性豊かなシルエットの創出に努めること。

ハ 意匠

- (1) 全体的にまとまりがあり、地域にふさわしい落ち着いた雰囲気を感じさせる意匠とし、周辺景観との調和に配慮すること。
- (2) 屋外に設ける設備は、極力目立たない位置に設置するとともに、目隠し等の措置を講じること。
- (3) 平滑な大壁面を生じないよう、陰影効果等について配慮すること。
- (4) 大規模な建築物は屋根、壁面、開口部等の意匠を工夫し、威圧感及び圧迫感を軽減するよう努めること。
- (5) 屋外階段、ベランダ等の意匠は、建築物本体と一体化及び調和したものとすること。

ニ 色彩

- (1) 落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和を図ること。
- (2) 丘陵や樹林地においては、周辺の色相や建築物等の規模に留意し、色彩の対比及び調和の効果について配慮すること。
- (3) 屋外に設ける設備、工作物等の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和を図ったものとすること。

ホ 素材・材料

- (1) 耐久性及び耐候性に優れ、周辺景観との調和に配慮した素材・材料を使用すること。
- (2) 歴史的町並み等の伝統的、個性的な特色のある景観を形成している地域等においては、地域性のある素材・材料の活用に努めること。
- (3) 反射光のある素材・材料や冷たさを感じさせる素材・材料を外部の大部分に使用しないよう配慮すること。

ヘ 敷地の緑化

- (1) 敷地内は、郷土樹種等による緑化措置を講じること。
なお、植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木と調和のとれた樹種を選定し、樹木の配置や樹種の構成を工夫するなど、周辺景観との調和に配慮するとともに、うるおいのある空間の創出を図ること。
- (2) 市街地においては、四季を通じてうるおいと味わいのある景観をつくり出すような樹木による緑化に努めること。

ト その他

- (1) 付属施設（車庫、倉庫、汚水処理施設等）
周辺景観及び敷地内の状況に配慮するとともに、建築物本体と調和のとれた形態、意匠、色彩等とすること。
- (2) 外構（垣、柵、塀、門等）
周辺景観及び敷地内の状況に配慮するとともに、建築物本体と調和のとれた形態、意匠、色彩等とし、生垣を設けるなど自然素材の活用に努め、うるおい

のある空間の創出を図ること。

(3) 駐車場

自然素材の活用や緑化等に努めるとともに、オープンスペースとしての利用も考慮し、味わいのある空間の創出を図ること。

(4) 電柱、電線路等

できるだけ地下埋設方式とし、やむを得ず地下埋設方式とならない場合には、形態の簡素化を図るなど、目立たないよう工夫すること。

(5) 煙突等

すっきりした形態及び意匠とし、周辺景観になじむ色彩とすること。

4 ダム・堰堤

ダム・堰堤は、治水、利水等を目的として設置するものと、砂防、土石流対策として設置するものがあり、施設が設置される地域を含む広大な流域において、住民の生活や財産の保護、保全に資する重要な構造物である。

なお、施設の設置に当たっては、自然景観等に大きな影響を与えるものとなるため、周辺景観との調和に配慮して進める必要がある。

イ 位置及び形態は、安全性、機能性等の許す範囲内で、できるだけ周辺景観への影響を緩和するよう配慮すること。

ロ ダム・堰堤周辺の法面や構造物の周囲については、緑化に努め、周辺景観との調和を図ること。

ハ 親水性のある水辺空間を創出するため、公園・緑地等の整備に努めること。

5 公園・緑地

公園・緑地は、訪れる人々の交流の場、豊かな情操を養う場として広く活用される施設であり、広大な自然の中でその優れた風景を生かしながら整備を進めていく自然公園、都市を緑化し居住環境の向上や防災空間の確保のために整備する都市公園等に分けられる。

このような公園・緑地の性格から、その整備に当たっては、それぞれの地域の自然や歴史、文化を生かしながら、自然景観を保全し、都市景観を改善することにより、より良好な地域環境を創造するという観点に立って進める必要がある。

イ 遊歩道、休憩所、遊具、標識、垣、柵等の設置に当たっては、できるだけ地域性のある自然素材の活用を図るとともに、自然公園においては、周辺景観との調和に配慮した形態、意匠、色彩等とし、都市公園等においては、景観の向上を図るよう工夫した形態、意匠、色彩等とすること。

ロ 展示、集会等を行う中核施設の設置に当たって、自然公園においては、緑との調和、地形との順応等に配慮した位置、形態、意匠、色彩等とし、都市公園等においては、地域の景観特性に配慮した形態、意匠等を工夫することにより、地域景観におけるシンボルとなる構成要素として積極的に位置づけること。

ハ 森林、緑地等の造成や保育管理に当たって、自然公園においては、自然植生を考

慮するとともに、周辺の樹木と調和のとれた樹種の選定等に配慮し、都市公園等においては、四季を通じてうるおいと味わいのある景観をつくり出すような樹種の選定等に配慮すること。

6 河川・水路

河川・水路は、古くから治水、用水及び水運等流域の住民と深い関わりを持ち、生活や文化に大きな影響を与えてきた。

また、河川・水路は、動植物の生息の場として重要であるとともに、渓谷の清らかな流れや田園風景と一体となったゆるやかな流れなど、それぞれの流域の風土の特性に応じ優れた景観を提供している。

河川・水路の整備は、治水、利水計画との整合を図りながら行うものであるが、その整備に当たっては、自然環境の保全や周辺景観との調和に配慮するとともに、親水性の確保についても考慮し、うるおいと親しみのある河川景観を創造するという観点に立って進める必要がある。

イ 改修工事に当たっては、治水上支障のない範囲内で、できるだけ自然地形に応じた流れとし、河床も可能な限り自然の状態のまま残すなど、自然環境や周辺景観に配慮すること。

また、計画区域内に優れた景観資源がある場合には、それを保全する方向での施工を検討すること。

ロ 護岸の整備に当たっては、動植物の生息環境や周辺景観との調和に配慮するとともに、親水性の確保についても考慮し、自然石等の活用を図るなど、工法、素材等を検討すること。

また、樋門等の整備については、周辺景観との調和に配慮した形態、色彩等とすること。

ハ 堤防、高水敷、水際地等については、治水上支障のない範囲内で、緑化等による環境整備を進め、河川へのふれあいや親しみを高めるよう努めること。

7 海 岸

海岸は、海域と陸域との接点であり、古くから海草、魚介類等を採取する場等として、人間生活に深い関わりを持ち、大きな影響を与えてきた。

現在では、自然とのふれあいや景観を楽しむための場ともなっている。

海岸の施設整備に当たっては、自然環境の保護、保全に努めるとともに、周辺景観との調和に配慮して進める必要がある。

イ 防潮施設や護岸の整備に当たっては、周辺景観との調和に配慮するとともに、親水性の確保についても考慮し、海とのふれあいが可能となるような工夫を行うこと。

また、施設の形態、意匠等については、単調さを避けるよう配慮するとともに、できるだけ地域性のある素材の活用を進めること。

ロ 自然海浜は可能な限り保全するものとし、さらに、施設整備等を行う場合は、併せて人工海浜の造成や海岸部に適した樹木の植栽を行うなど、優れた景観資源とし

ての海岸の保護、保全を図ること。

8 港湾・漁港

港は、海上交通や流通、漁業の拠点として、その地域の玄関の役割を担ってきた。

また、古くからある港は、町並みや揚陸施設等それ自体が情緒ある景観を形づくっており、地域の住民はもとより、行き交う人々の心をなごませるものとなっている。

港湾・漁港の整備に当たっては、それぞれの港の持つ個性やたたずまいとの調和を図りながら進める必要がある。

- イ 港湾・漁港施設の整備に当たっては、周辺景観との調和に配慮するとともに、施設全体としての釣り合いを考慮した形態、意匠、色彩等とすること。
- ロ 護岸や臨海部の余裕地においては、周辺植生との調和に配慮した緑化等による環境整備を進め、うるおいのある空間を創出するよう努めること。

9 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地崩壊防止施設は、住民の生命や財産を保護、保全するために設置するものであるが、民家密集地の背後の斜面において施工されるため、周辺景観に影響を与えることが多いので、その整備に当たっては、周辺景観への影響をできるだけ緩和するよう配慮して進める必要がある。

イ 施設の整備に当たっては、安全上支障のない範囲内で、斜面の緑を残すよう努めるとともに、擁壁等の構造物は周辺地形になじむ構造、形態等とし、周辺景観への影響を緩和するよう配慮すること。

10 電線路、空中線及びその支持物（送電鉄塔、電柱、電話柱）

電力、通信は経済活動を効果的に営む上で、また、日常生活の利便性を高めるために欠くことのできないものである。

しかし、優れた自然景観を有する地域における大規模な送電鉄塔や歴史的な町並み景観等を有する地域における電柱、電話柱は、ややもすると突出感や違和感を与え、また、都市部において林立する電柱、電話柱は、良好な都市景観づくりを図る上での障害となる場合があり、景観形成上の阻害要因の一つとなっている。

このため、電線路、空中線やその支持物である送電鉄塔、電柱、電話柱の設置については、設置位置や整理統合の方法を検討すること等により、できるだけ目立たないような工夫を行う必要がある。なお、特に優れた景観を有する地域や都市部における良好な景観形成を図るべき地域においては、地下埋設方式等の検討を進める必要がある。

- イ 電線路及び空中線は、路上横断線の整理や電線類の方向の同列化及び統合を図ること等により、できるだけ周辺景観への影響を緩和するよう配慮すること。
- ロ 鉄塔は、山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう尾根からできるだけ低い位置とするとともに、突出感を与えないよう規模及び形態についても配慮すること。
また、周辺に与える威圧感や冷たい印象を軽減するよう、基底部周囲については

できるだけ修景緑化を図ること。

ハ 電柱及び電話柱は、街路景観を混乱させたり煩雑な印象を与えないよう、歩道内や歩車道境界部分への設置を可能な限り避けることとし、やむを得ず設置する場合には、防護柵や街路樹等と同列上に配置するなど、整然と並ぶよう配慮すること。

また、特に優れた景観を有する地域や都市部における良好な景観形成を図るべき地域においては、形態、意匠等についての統一や細柱化、美化装柱化等の検討を進めること。

二 鉄塔、電柱等は、できるだけ落ち着いた色彩とし、周辺景観との調和を図ること。